

## ■お問い合わせ先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16

福島県庁保健福祉部地域福祉グループ

(援護恩給チーム)

☎024-521-7166 (直通)

FAX 024-521-7748

## 国民年金

### ●国民年金の第一号被保険者の皆様へ

#### 国民年金に安心をプラス

#### 国民年金基金制度のご案内

国民年金基金は、自営業、自由業、農業などの国民年金の第一号被保険者の方々が加入できる「国民年金法」で定められた公的な年金制度です。

▼1口加入するだけで（35歳0月までにご加入の場合）、65歳から1ヶ月3万円の年金が一生涯受取れます。

▼掛金は将来も変わることなく一定です。  
▼掛金は全額社会保険料控除になります。

#### ■お問い合わせ

福島県国民年金基金

(フリーダイヤル)

☎0120-6514192

〒960-8043

福島市中町1番19号 中町ビル5F

<http://homepage2.nifty.com/nenkinikin/>

## その他のお知らせ

### ●多重債務無料法律相談会の開催について

#### ◆経過

昨今の長引く不況の中、経済的困窮と過大な借金から多重債務となり、借金の返済ができなくなる人たちの救済策として、福島県弁護士会が独自に10月中旬以降、弁護士事務所が手薄な相双地区を対象に無料法律相談会を開催しています。

#### ◆日時

毎月第1、第3金曜日

(但し、平成20年1月のみ第2(1月11日)、第3(1月18日) 金曜日)

#### ◆場所

南相馬市役所 1階 市民相談室

#### ◆担当弁護士

福島県弁護士会会員

#### ◆定員

各回6名程度(相談時間一人あたり30分)

#### ◆相談方法

完全予約制

電話予約による面接相談のみ

相談を円滑に行うため、事前に相談カードに記入してもらう(住所、氏名、家族状況、債務内容等)

#### ◆予約受付窓口

南相馬市役所 市民生活部 環境安全課

(平日：午前9時から午後4時まで)

☎0244-2415231

#### ◆相談後について

初回の相談料は無料ですが、相談後、相手との交渉や訴訟等は有料となる

## 平成20年度

### 公立双葉准看護学院生徒募集

#### ◆募集人数 30名

◆受験資格 中学校卒業以上の心身健全なる者

◆願書受付期間 平成20年1月4日(金)～1月31日(木)

◆試験日 平成20年2月1日(金)

◆試験科目 筆記試験(国語、数学)、面接、作文

#### ◆出願書類

①入学願書

②調査書

③卒業証書または卒業見込証明書

④入学検定料 10,000円

#### ■お問い合わせ

双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町31番地

公立双葉准看護学院まで

☎0240-3312990

### 「ごみステーション」の利用についてのお願い



- ◎収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までにし出してください。
- ◎ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。

# 総務グループ

## ● 宅配サービスについて

### 1 宅配サービス

申請に基づき証明書等を申請者の自宅に届けるサービス

### 2 対象

広野町に住民登録があり、障がいのある方や70歳以上の高齢者で次のいずれかの要件に該当し一人での外出が困難な方

- 肢体不自由または視覚障害で、1級または2級の身体障害者手帳を所持している方
- 要支援・要介護認定を受けている方

### 3 取扱証明書及び担当グループ

取扱証明書等	担当グループ	電話番号
住民票	町民保健グループ	☎ 27-2113
戸籍謄本		
戸籍抄本		
所得証明 <small>(児童手当用を含む)</small>		
納税証明	税務グループ	☎ 27-4160
課税証明		
公図の写し		

### 4 申請方法

電話で、担当グループへ申請してください。本人申請が原則ですが、病气などで本人申請が難しい場合には、代理人による申請も可能です。ただし、受領は、本人に限ります。(本人確認が必要なため。)

また、証明書等の交付対象となるのは、申請者本人に係るものに限らせていただきます。

### 5 確認事項

申請の際に、住所、氏名、生年月日、電話番号、手帳等の所持確認、必要な証明書等、通数、使用目的、宅配時間、受領の仕方、本人確認の方法などを確認させていただきます。

### 6 受付時間

月曜日から金曜日(祝祭日及び年末年始を除く。) 午前8時30分から午後5時15分

### 7 宅配時間

原則として受付当日の午後5時まで間。ただし、午後3時以降の受付分については、原則、翌日宅配とする。(翌日が休日の場合は、休日明けとする。)

### 8 宅配区域

町内に限ります。

### 9 宅配手数料

無料(各証明書等の手数料は必要です。)

## 福祉環境グループ

請求期限がせまっています！

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金(第八回特別弔慰金)

について

この特別弔慰金は、平成17年4月1日(「基準日」)において、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、恩給法による公務扶助料等や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権のある方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に支給されます。

### ◆ 支給順位

次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

順位	対象者
1	弔慰金の受給権者
2	戦没者等の子
3	①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 ※ただし、次の要件をすべて満たす必要があります。 ・戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること。 ・基準日において、遺族以外の方の養子になっていないこと。 ・基準日において、遺族以外の方と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の方と事実上婚姻関係にないこと。
4	上記順位3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた方で ①戦没者等の埋葬を行った上記順位1から4以外の三親等内親族 ②戦没者等の埋葬を行わなかった上記順位1から4以外の三親等内親族

なお、支給の内容等については、次のとおりです。

### ◆ 支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債(第八回特別弔慰金国庫債券「い号」)

### ◆ 請求期限及び請求書類の提出先

#### (1) 請求期限

平成20年3月31日まで

#### (2) 請求書類の提出先

広野町役場福祉環境グループ

☎ 0240-27-2115 (直通)